

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称）に関する  
御意見募集（パブリックコメント）について

平成 28 年 11 月 11 日  
厚生労働省年金局事業管理課

今般、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称）について、  
下記のとおり、御意見を求めます。

記

1. 御意見募集期間

平成 28 年 11 月 11 日（金）から平成 28 年 12 月 10 日（土）まで（必着。  
郵送及び F A X についても、募集期間内の必着とします。）

2. 御意見募集対象

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称）の概要

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2  
厚生労働省 年金局 事業管理課 宛て

○ F A X の場合

03-3595-2708  
厚生労働省 年金局 事業管理課 宛て

○ 電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の[意見提出フォームへ](#)  
のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提  
出を行ってください。

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、「厚生年金保険法施行規則等の一部を  
改正する省令案（仮称）」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お  
願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名を、法人の方は法人名・法人の主たる事務所

の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

以上